

無料なんでも相談会 ～お困りのことがあればなんでもご相談ください～

㊦総務省 行政相談センター きくみみ長崎 ☎095-849-1100

10月19日から25日までの1週間は、「行政相談週間」です。くらしの中で、お困りごとはありませんか？

人権、法律、登記などの諸問題や、国・市などの行政に関する意見や苦情など、各種専門の相談員がお聴きし、アドバイスする「無料なんでも相談会」を開催します。



【相談受付予定機関】

- ・長崎地方法務局
- ・福岡国税局
- ・長崎県弁護士会
- ・長崎県司法書士会
- ・長崎県行政書士会
- ・島原公証役場
- ・南島原市
- ・長崎行政相談委員協議会 島原半島支部
- ・総務省行政相談センター きくみみ長崎

㊦10月27日(火) 午後1時～4時 ㊦ありえコレジヨホール ㊦無料

●弁護士または司法書士への相談(事前予約制)

・予約受付期間…10月19日(月)～23日(金) (午前9時～午後5時)

㊦総務省行政相談センター きくみみ長崎 ☎095-849-1100

㊦各6人(先着順)

●上記以外への相談(予約不要)

・当日会場で午後0時45分から先着順で受け付けます。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクを着用してご来場ください。

健康状態などによっては入場をお断りする場合があります。

※感染状況次第では、開催を中止する場合があります。

●主催…総務省行政相談センターきくみみ長崎、南島原市

令和3年度 コミュニティ助成事業 (自主防災組織育成助成事業)の募集について

㊦防災課 ☎73-6622

コミュニティ助成事業とは、集会施設やコミュニティ活動備品の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくりなどに対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的に、財団法人 自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として行っているものです。

申請を希望される団体は、申請書を提出してください。

●事業内容

一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織またはその連合体が行う地域の防災活動に直接必要な設備などの整備に関する事業

※建築物、消耗品(食料品や消火器など)は対象外

●要 件

事業実施主体は市が認める自主防災組織

●助 成 金…30万円～200万円

●団体の要件

①申請時点で、事業実施主体が設立されていること

②規約が提出できること

③令和2年度の事業計画および予算書が提出できること

※助成申請は、事業実施主体1団体あたり1件に限ります。

㊦申請を検討される団体は、事前に防災課へご相談ください。

㊦10月30日(金)

家庭教育支援「わくわく広場」

㊦生涯学習課 ☎73-6703 FAX85-2767 Eメール: shougaigakusyuu-han@city.minamishimabara.lg.jp

子育てに役立つ講座を開催します。お母さん1人でも、子ども連れでも大丈夫です。

【共通事項】㊦中学生までの子どもがいる保護者 ㊦各講座10人程度(子どもを含む)

㊦3日前までに電話などで申し込んでください。

①お母さんへの読み語り

㊦10月2日(金) 午後2時～3時 ㊦ありえコレジヨホール

●講 師…図書館職員、家庭教育支援員

②タッチケアを始めよう

㊦10月16日(金) 午後2時～3時 ㊦ありえコレジヨホール

●講 師…佐藤 典子 氏

●持参品…タオル、飲み物

③おしゃべり交流会「子どもの食生活を考えよう」

㊦10月30日(金) 午後2時～3時

㊦ありえコレジヨホール

●講 師…MFPファシリテーター

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、やむを得ず中止になる場合がありますので、担当部署へご確認ください。

こんにちは！消費生活センターです ㊦南島原市消費生活センター ☎82-3010

通販をきっかけに定期購入トラブル増加中！

～契約内容や解約条件を十分確認しましょう～



●相談事例①

ネットで定価8,000円のボディケアサプリが「初回50円！」とあり注文した。届いた商品を飲んだが肌が荒れた。解約したくて販売サイトを確認すると、5回の購入(総額32,050円)が条件で『体調不良を理由に解約を希望する場合、医師の診断書を提出してください』とあった。(40歳代 女性)



●相談事例②

テレビショッピングで「毎朝のスッキリに！」と宣伝されていた健康ドリンクを見て電話したところ『定期購入が断然お得』と勧められ注文した。効果が感じられないため解約したいが、30回以上電話しているのにまったく通じず解約できない。(60歳代 男性)

●相談事例③

ネット通販でダイエットサプリが定価の半額5,500円、「全額返金保証！」とあり安心して注文した。効果がなく販売サイトに電話し全額返金を希望すると『2カ月間の朝と夜の体重を毎日記したノート、配送した時の箱、領収書、同封していたパンフレット類のすべてをそろえて送付するように。これはサイトにも掲載している』と言われた。捨てたものもあり不可能だ。(20歳代 女性)

●消費生活センターからの助言

ネットショッピングやテレビショッピングなどの通信販売は、クーリング・オフできないため、消費者は事業者が広告に記載した条件に従うことになります。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業者はやむなく電話窓口を縮小しており、特に「解約受付は電話のみなのに電話がつかない」という相談が多くあります。一方で、解約受付は専用アプリやウェブサイト上の解約フォームのみという事業者もあります。

トラブルにあわないよう通販サイトを利用する際は、契約や解約の条件が記載された『特定商取引法上の表記』『注文確認画面』をすみずみまで確認し、十分検討するようにしましょう。電話で注文する際も、特に解約時の対応については積極的に尋ねましょう。

事業者が電話が通じない場合、週明けや月末などを避けて電話をしつつ、メールや問い合わせフォームも利用し、事業者に連絡した日時や内容を証拠として記録しておきましょう。

なお、健康ドリンクやサプリはあくまで食べ物であり、治療や症状改善には利用できません。定期的に医薬品をご利用の人は、注文前に、必ず主治医にご相談ください。困ったことがあれば、消費生活センターにご相談ください。